

令和7年度

(2025年度)

事業計画書

公益財団法人 都道府県センター

当法人は、災害による被害者の支援及び国政の健全な運営の確保に資することを目的とし、自然災害により被災した都道府県民の生活再建支援、都道府県行政の活動支援、その他地方自治の円滑な運営と進展に寄与する事業を行う公益財団法人である。

なお、当法人は平成 30 年 4 月 1 日付けで法人名称を公益財団法人都道府県会館から公益財団法人都道府県センターに改めた。

令和 7 年度に当法人で実施する各事業については、以下のとおりとし、それぞれの事業を確実かつ円滑に実施していく。

1 被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業 (公益目的事業 1)

本事業は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、生活再建支援のため、被災者生活再建支援金（以下、支援金）を支給する事業である。

平成 11 年 2 月 8 日付けで国から被災者生活再建支援法人の指定を受けた財団法人都道府県会館は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受け、同年 4 月 5 日から支援金支給業務を開始した。

支援金は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」として、全壊世帯、解体世帯及び長期避難世帯に 100 万円、大規模半壊世帯に 50 万円が支給され、この額に、住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は 200 万円、補修する場合は 100 万円、賃借する場合は 50 万円がそれぞれ加算される仕組み（金額はいずれも世帯人数が複数の場合、単数世帯は各 3/4 相当の金額）となっている。

令和 2 年 10 月 26 日召集の臨時国会において被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の成立（令和 2 年 12 月 4 日施行）により、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加。令和 2 年 7 月 3 日以降に発生した自然災害（令和 2 年 7 月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯にも遡及適用し、

「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃貸する場合は25万円が支給される仕組みとなっている（金額はいずれも世帯人数が複数の場合、単身世帯は各3/4相当の金額）。

令和7年度においては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震や令和3年福島県沖を震源とする地震、令和4年福島県沖を震源とする地震、などの申請を引き続き見込んでいる。その他、近年の多発する自然災害への対応分も含めて、支援金支給額を27,277,577千円と見込み、被災世帯への迅速かつ適正な支給に努める。

また、支援金のマイナポータルからの電子申請対応のため支援金システムの改修を進める。

2 都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業

（公益目的事業2）

本事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を、地方自治振興基金より生ずる運用益及び当該基金の一部取崩しにより助成金として交付し、支援する事業である。

この助成金は、全国知事会からの申請を受け、予算の範囲内で額を決定し、交付する。また、全国知事会の事業年度終了後速やかに、助成金の充当実績のほか、事業報告書、収支報告書等の実績報告を受ける。

令和7年度においては、地方行財政に関する事項を調査・研究する委員会の活動や、先進政策バンクの運営を通じた各都道府県の先進政策事例の情報発信等、当法人が目的とする地方自治の円滑な運営に寄与する事業に対し、助成金の交付を行う。

3 都道府県会館の管理運営事業（公益目的事業3及び収益事業1）

本事業は、東京における都道府県の活動拠点として、都道府県会館の管理運営を行う事業である。主な事業内容は以下のとおりとし、令和7年度においても、入居者や利用者が会館施設を快適に利用できるよう、適切な管理運営に努める。

(1) 事務所の提供（公益）

当会館は、各都道府県東京事務所や全国知事会、全国都道府県議会議長会の事務局、その他公益財団法人等に対し、事務所の提供を行っている。併せて都道府県に対しては、情報発信の場として共用部分のショーウィンドウや地下連絡通路のポスター設置スペースを提供している。

近隣の相場より低廉な価格で事務所を貸出すとともに、適切な執務環境を整備し、各団体の連携や効率的な運営に貢献できるよう、当会館の維持管理経費の一層の節減を図りながら、会館内の各種設備等の修繕工事等を適宜実施していく。

(2) 入居団体への会議室の提供（公益）

会館内の貸会議室について、会館の入居団体に対し、近隣施設の会議室よりも低廉な価格で優先的に貸出すことにより、入居団体の東京における活動支援を行う。

(3) 外部への会議室の提供（収益）

上記（2）の貸会議室について、会館の入居団体の利用がない時間帯については、広く一般に貸出しを行う。

(4) 民間テナント業者への店舗貸付け（収益）

会館内に民間テナント業者による郵便局、飲食店等を設置し、概ね 900 人の会館入居者の他、会議室利用者、近隣住民及び近隣在勤者の利便性向上を図る。

(5) その他

竣工から 26 年が経過する当会館の適切な保全管理運営のため、各種設備の更新及び修繕を順次、実施する。

令和 7 年度においては、空調設備更新、電話・会議室 A V 設備更新等の工事を見込み、適宜実施する。

4 都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業4）

（1）建物共済事業

本事業は、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、県有財産等の火災、水災、震災、その他の災害による損害を相互救済する共済事業である。

全都道府県等から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び災害見舞金の支給を行っている。

令和 7 年度においては、近年多発している台風、豪雨等による大規模災害等に係る支払を想定し、災害共済金の支給を 410,000 千円、能登半島地震等に係る支払を想定し、災害見舞金の支給を 410,000 千円と見込み、迅速かつ適正な支給に努める。

風力発電設備については、令和 6 年度以降も共済基金分担金基率を 3 年間据え置くこととしたことから、引き続き損害率を注視していく。

なお、本事業の遂行に必要な会議やシステム改修等の対策は、事業の進展を踏まえ、その必要性和緊急性を考慮して適宜実施する。

（2）機械損害共済事業

本事業は、建物共済事業と同様、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、県有財産等の水力発電用機械の損害を相互救済する共済事業である。

24 都道府県から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び災害見舞金の支給を行っている。

令和 7 年度においては、災害共済金の支給を 1,600,000 千円、災害見舞金の支給を 1,000 千円と見込み、迅速かつ適正な支給に努める。

なお、本事業の遂行においても、必要な会議やシステム改修等の対策は、事業の進展を踏まえ、その必要性和緊急性を考慮して適宜実施する。